

摺鉢谷川水系河川整備基本方針

令和3年9月

香 川 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 摺鉢谷川流域の現状と課題	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川の整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6
(参考図) 摺鉢谷川水系図	巻末

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 摺鉢谷川流域の現状と課題

摺鉢谷川は、その源を香川県高松市の峰山に発し、宮脇町、紫雲町、昭和町、西宝町、扇町などの市街地を貫流して瀬戸内海に注ぐ、流域面積約 5.62km²、本川指定延長約 2.3km の二級河川である。

その流域は、鉄道（JR予讃線、高德線）、県道（33号高松善通寺線、旧国道11号）等の主要幹線が東西に横断しており、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしていることから、本水系の治水・環境についての意義は極めて大きい。

流域の気候は、北の中国山地、南の四国山地に挟まれた瀬戸内式気候であり、年間降水量は約 1,200mm（1990年～2019年の30年間の平年値；気象庁）と全国平均の約 1,700mm（国土交通省 HP 水管理・国土保全「水害対策を考える」※1971年～2000年の平均値）に比べて少なく、降雨は梅雨期と台風期に集中する特徴をもっている。特に台風期の豪雨により災害が多く発生している。また、年平均気温は 17℃前後と温暖な気候である。

本河川における治水事業は、昭和 51 年度より中小河川に編入され、全体計画として河口から摺鉢谷川橋までの 2.34km の区間を対象に築堤・護岸整備等を実施し、河口から県道（33号高松善通寺線、旧国道 11 号）までの改修が完了している。また昭和 57 年に防潮を目的とした摺鉢谷川水門が建設されている。

一方、上流部は未改修であり、近年でも平成 10 年 9 月の台風 6～7 号、平成 16 年 8 月の台風 16 号、平成 16 年 10 月の台風 23 号等で多大な浸水被害が生じた。これらの被害を契機として実施されている高松市下水道事業の進展により、沿川の浸水状況は改善が見込まれるものの、治水安全度の向上のための更なる対策が必要である。

流域の中下流域は主として第四紀堆積物から構成される高松平野、上流域は讃岐層群からなる丘陵・台地で構成されている。また流域の地質は、中下流域は現世・沖積層、上流域の石清尾山、紫雲山は讃岐岩類で構成されている。

流域の土地利用は、宅地が大半を占める。中下流域は市街化が進んでおり、上流域の山地部では森林が減少し、その他の用地が増加傾向にある。

流域上流の山地部には山地部はクロマツ群落、クヌギーコナラ群集、ミカン等の果樹園が広がり、平野部は市街地となっている。石清尾八幡神社^{いわせおはちまんじんじや}付近ではコイ、オイカワ、カワムツ、カダヤシ（特定外来生物）等の魚類、ヒメタニシ、シジミ属等の底生動物、クサガメ、ミシシippアカミミガメといった爬虫類、イトトンボ類やギンヤンマ等の止水環境に生息するトンボ類が多くみられた他、周辺域においてタヌキ、イタチ属の一種の足跡が確認されている。

中流域では抽水植物や沈水植物がパッチ状に生育しており、水門上流の湛水区間では、コイ、ボラといった魚類、アカテガニ（準絶滅危惧種）、イシマキガイ等の底生動物、ウシガエル（特定外来生物）といった両生類が確認されている。

下流域では、魚類についてはゴズイ、ボラ、クロダイ、メジナ、クサフグ等、海水～汽水にかけてみられる種、干潮時に干出した低水護岸上の水たまりにおいてチチブ、ゴクラクハゼ等、砂礫の堆積した場所からはミミズハゼ、アベハゼ等が確認されている。また底生動物についても海水～汽水に生息する貝類が多くみられ、低水護岸の一部に堆積した砂礫・砂泥には、ホソウミニナ、ウミニナ（準絶滅危惧種）のような干潟に生息する巻貝、礫間に生息するタカノケフサイソガニ、泥地に生息するオサガニ（準絶滅危惧種）等が確認されている。

摺鉢谷川の河川域では、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、キセキレイ等の鳥類が確認されている。

河川空間については、河口部での釣りや石清尾八幡神社^{いわせおはちまんじんじや}周辺での散策等、憩いの場としての河川利用がみられる。

水質については、環境基準 C 類型（BOD:5mg/1 以下）に指定されている（平成 25 年度に E 類型から D 類型に変更、平成 31 年度に D 類型から C 類型に変更）。BOD75%値については、環境基準点である水道橋において、昭和 50 年以降、環境基準を満足している。

河川の水利用に関しては、農業用水としての慣行水利権が 3 件存在している。ただし、かんがい区域および取水口等の実態は不明瞭であるため、水利用の実態を把握する必要がある。

平成 23 年 3 月に発生した「東北地方太平洋沖地震」^{とうほくちほうたいへいようおきしん}では、これまでの想定をはるかに超える巨大津波が発生し、沿岸部の市街地が広範囲にわたり浸水し、戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下が発生するとともに、地震の揺れ、基礎地盤や堤体の液状化による河川堤防の法すべり、沈下等も多数発生した。

令和 3 年 1 月の文部科学省地震調査委員会からの公表資料によると、南海トラフにおけるマグニチュード 8～9 クラスの地震の発生確率は、今後 30 年以内に 70%～80%と高い値となっていることから、近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大地震に備えて地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等を行うことが急務となっている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

^{すりばちだにがわ}摺鉢谷川水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川の現状、河川利用の現状ならびに河川環境の保全を考慮し、新・せとうち田園都市創造計画および各種関連計画との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、次のような整備を図っていくものとする。

^{すりばちだにがわ}摺鉢谷川水系では、^{かがわけん}香川県の産業、経済、文化の中心である^{たかまつし}高松市を有していることから、災害の発生防止または軽減に関しては、沿川地域の資産等による流域重要度や過去の水害実績を考慮して、年超過確率 1/30 の規模の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目的として河川改修を行うとともに、浸水被害の軽減対策、高潮等からの防御対策を行い、治水安全度の向上を図るものとする。その際、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・復元に努める。

また、計画規模を上回る洪水が発生した場合には、『少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない』ようにするため、土地利用計画との調整、住まい方の工夫等、総合的な被害軽減対策を関係機関と連帯して推進する。

あわせて、『逃げ遅れゼロ』を目標に「香川県大規模氾濫等減災協議会（平成 30 年 3 月設立）」を通じて、^{たかまつし}高松市等の関係機関と連携し、プッシュ型のメール配信等の情報伝達体制の整備や、水防訓練による水防体制の強化や意識啓発等のソフト対策を実施する。

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、流況の把握に努めるとともに、^{すりばちだにがわ}摺鉢谷川にふさわしい流量について住民や関係機関と連携、調整し、検討していくものとする。

河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災まちづくり等と一体となって減災を目指す事象と考えていくとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。また、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施するとともに、河口部では津波・高潮を考慮した堤防を整備する。

また、洪水、津波、高潮、土砂災害等による被害を極力抑えるため、ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援等により、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図る。また、既往洪水の実績等を踏まえ、洪水予報および水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制および警戒避難体制の充実等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

老朽化により機能の低下が懸念される水門等の河川管理施設については、施設の長寿命化を図るとともに、計画的に補修、更新等を実施している。なお、摺鉢谷川水門については、策定している長寿命化計画に沿って引き続き対応を行う。

河川環境の整備と保全に関しては、河川改修工事に際し河道が過去の改修により単調な形状となっている現状をふまえ、過去の河川の姿や、現在の動植物の生息・生育・繁殖状況を把握したうえで、多様な動植物の生息、生育環境となっている水際植生を保全し、また、生物の移動の連続性を確保する等、自然環境の保全・復元に努めるとともに、人と川のふれあいの場となるよう親水性にも配慮した整備を行うものとする。特に、希少野生生物の生息が確認された場合には、希少野生生物の生息・繁殖環境に対し代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持・繁殖を図る。

また、侵略的外来種、特に特定外来生物については、関係機関と連携して導入の防止（予防）や必要に応じて防除に努めるものとする。

河川の維持管理に関しては、堤防や水門をはじめとした河川管理施設の機能が有効に発揮できるように維持管理するとともに、計画規模を超える洪水(超過洪水)や水質事故等に対する危機管理への適切な対応に努めるものとする。

さらに、地域住民に対し積極的に河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路の確保等、洪水被害の防止又は軽減に努める対策を実施し、河川の総合的な保全と利用が図れるように努めていくものとする。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

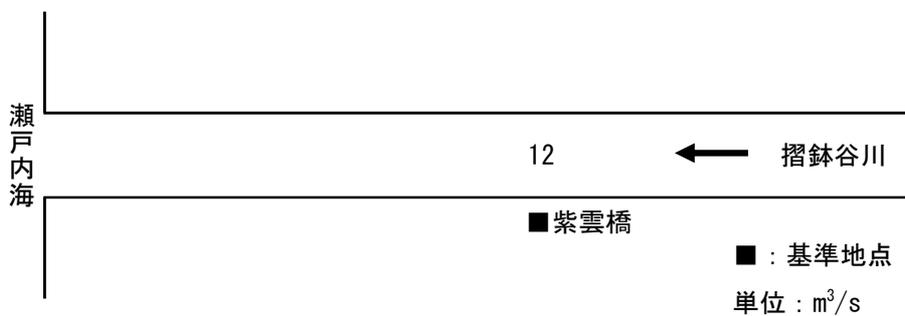
基本高水は、過去の洪水実績、流域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランス、過去の改修経緯を考慮し、年超過確率 1/30 の規模の降雨で発生する洪水を対象とし、基本高水のピーク流量は、基準地点である紫雲橋しうんぼしにおいて $12\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表（単位： m^3/s ）

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	河道への配分流量
摺鉢谷川 <small>すりばちだにがわ</small>	紫雲橋 <small>しうんぼし</small>	12	12

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

摺鉢谷川すりばちだにがわにおける計画高水流量は、基準地点である紫雲橋しうんぼしにおいて、 $12\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量図（確率規模 1/30）

(3) 主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅一覧表

河川名	地点	河口からの 距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	概ねの川幅 (m)
<small>すりばちだにがわ</small> 摺鉢谷川	<small>しうんばし</small> 紫雲橋	1.59	1.79	5.5

注1) T. P. : 東京湾中等水位

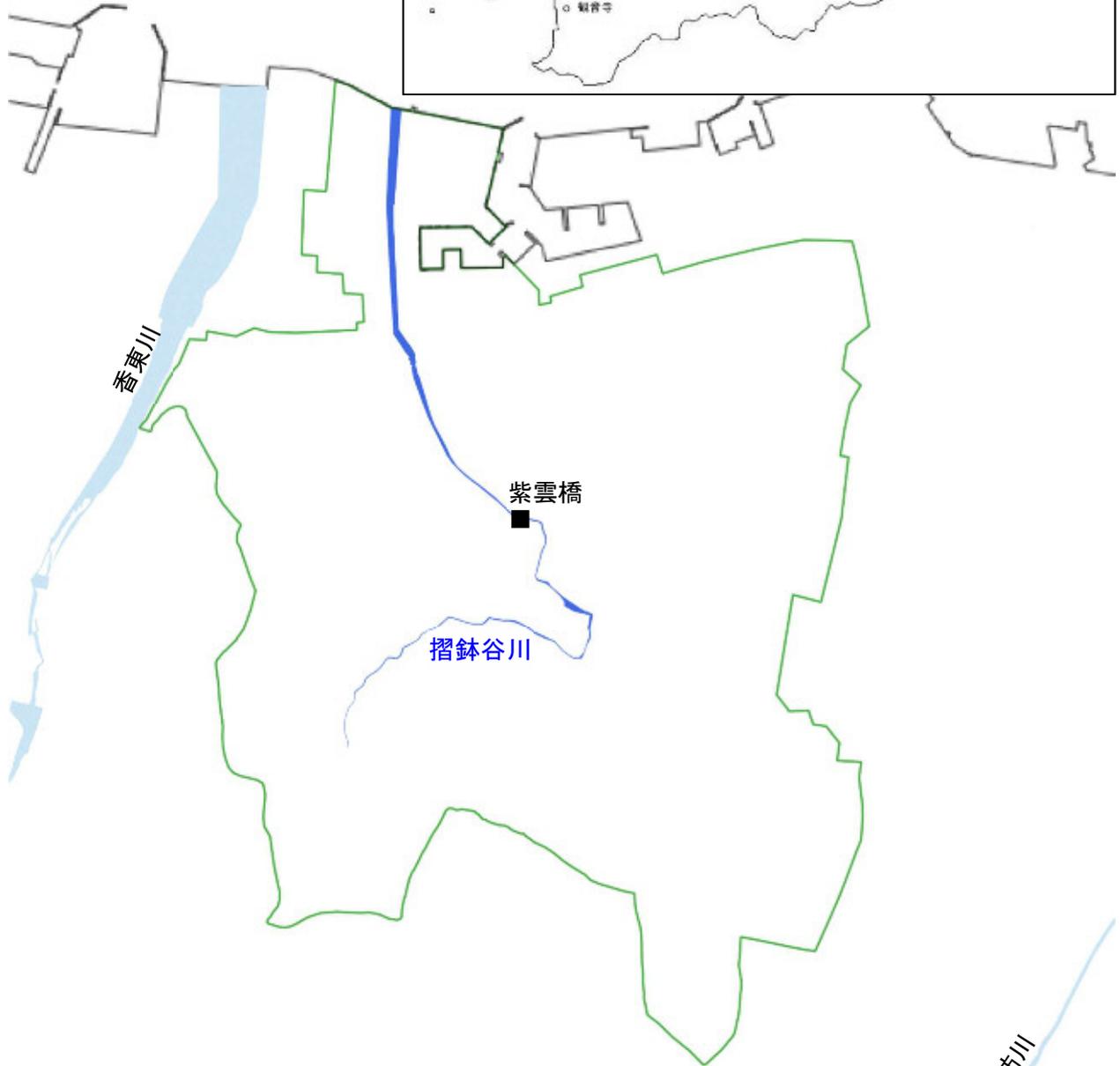
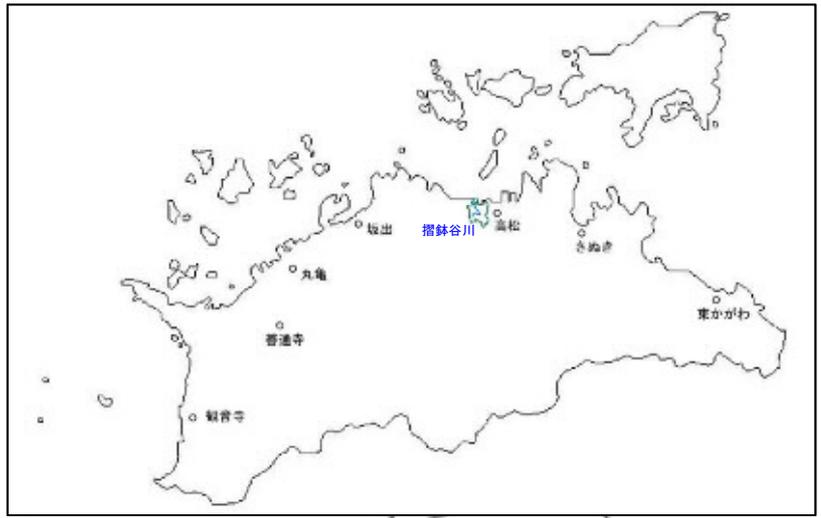
注2) 高潮区間の計画高潮位は、T. P. (+) 2.46m

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

すりばちだにがわ
摺鉢谷川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、流況、取水実態および水質等について今後調査を行って、データの蓄積に努めるとともに関係機関と連携し、水利用の実態を把握した上で決定するものとする。

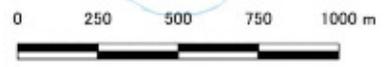


瀬戸内海



- 凡例
- : 流域界
 - : 基準地点

高松市



(参考図) 摺鉢谷川水系図